

# 山口県報

令和5年  
7月28日  
(金曜日)

## 目次

○告示	土地収用法の規定に基づく事業の認定（監理課）	一
	道路の区域の変更（道路整備課）	二
	道路の供用の開始（道路整備課）	二
	道路の位置の指定（建築指導課）	二
○公告	契約の締結（デジタル・ガバメント推進課）	二
	建設業の営業の停止命令（監理課）	三
○選管告示	政治団体の名称等	三
	政治団体の異動事項	三
	解散等に係る政治団体の名称等	四
	政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等	四

## 山口県告示第二百十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和五年七月二十八日

山口県知事 村岡嗣政

### 一 起業者の名称

光市

### 二 事業の種類

三島コミュニティセンター整備事業

### 三 起業地

（一） 収用の部分

光市三井六丁目地内

（二） 使用の部分

なし

### 四 事業の認定をした理由

（一） 法第二十条第一号関係

三島コミュニティセンター整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十一条に掲げる施設に関するものである。

（二） 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である光市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

（三） 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、地域住民の交流及び防災の拠点となる施設を整備することにより、地域住民の利便性の向上及び安全の確保が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、四案について比較検討した上で選定されている。

エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地及び建物の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

（四） 法第二十条第四号関係

ア 本件事業は、地域住民の交流及び防災の拠点となる施設を整備することにより、地域住民の利便性の向上及び安全の確保を図るため早急に実施されるべき事業である。

イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであ

る。

ると認められる。  
 ウ 以上のことから、本件事業は、土地及び建物を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。  
 五 起業地を表示する図面の縦覧場所  
 光市環境市民部地域づくり推進課

**山口県告示第二百十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年七月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
 路線名 陶湯田線  
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
山口市黒川字杉ノ木三三三三の一地先から	旧	最狭 一・四・〇〇	五二・三・一	県道山口小郡秋穂線の道路の区域(重用)
山口市黒川字赤崎三七七七の一地先	旧	最狭 二〇・五・四	一九五・〇	
山口市黒川字赤崎三七七七の一地先	新	最狭 一・四・〇〇	五二・三・一	県道山口小郡秋穂線の道路の区域(重用)
山口市黒川字赤崎三七七七の一地先	新	最狭 二〇・五・四	一九五・〇	
山口市黒川字赤崎三七七七の一地先	新	最狭 三九・七・三	六六七・三	道路改良工事の一部完了による。

**山口県告示第二百十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年七月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
陶湯田線	山口市黒川字九反田三四二九地先から 同市黒川字采女三七五一の一二地先まで	令和五年七月二十八日

**山口県告示第二百十七号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

地 名 及 び 番 地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
光市浅江三丁目三六二八の四、三六三四の三及び三六三四の三地先	四・〇	四二・六	令和五、二七



(二三八) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和五年七月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

サーバ仮想化基盤システム 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和五年六月三十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

F L C S株式会社 東京都千代田区神田練堀町三番地

六 落札金額

一億八千六百七十六万三千五百円

七 入札公告日

令和五年三月二十八日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

総合評価

(一三九) 建設業の営業の停止命令

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の規定により、建設業の営業の停止を命じました。

令和五年七月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 処分をした年月日

令和五年六月五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
商号又は名称 株式会社武藤

主たる営業所の所在地 岩国市御庄四丁目一〇五番地九

代表者の氏名 武藤 浩樹

許 可 番 号 山口県知事許可(般一四)第一四九〇五号

三 処分の内容

(一) 停止を命じた営業の範囲

左官工事業、とび・土工工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業の営業であつて、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第五号に規定する公共法人又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者であるもの

(二) 営業の停止の期間

令和五年六月十二日から同年十月九日まで

四 処分の原因となつた事実

前取締役が、刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条の六第一項の罪により、令和五年三月十六日に山口地方裁判所から懲役十月(執行猶予三年)の判決を受け、その刑が確定し、このことが法第二十八条第一項第三号に該当する。



山口県選挙管理委員会告示第九十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年七月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称 秀友会(平岡秀天後援会)	代表者の氏名 姫野 敦子	会計責任者の氏名 稲田由紀美	主たる事務所の所在地 岩国市車町/丁目/3番/6号	その他の事項	届出(年月日) 令和5、6、16
-------------------------	-----------------	-------------------	------------------------------	--------	---------------------

山口県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出が

あった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和五年七月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (異年月日)
			新	旧	
公明党山口総支部	克野 克	会計責任者	前東 直樹	鴻池 博之	令和5、 6、14
公明党山口総支部	村上 満典	代表者	村上 満典	曾田 聡	5、13
参政党山口第2支部	菅根 秀樹	事務所	下松市望町3丁目10番1号	周南市花陽2丁目1番14号	26
		代表者	菅根 秀樹	江藤 光隆	
自由民主党秋穂支部	藤生 通陽	事務所	山口市秋穂東3266	山口市小郡下郷2912の3	6、1
自由民主党軽自動車支部	松本 秀樹	代表者	松本 秀樹	椎葉 正博	3
自由民主党豊浦支部	高瀬 利也	会計責任者	戸澤 昭夫	林 透	17
自由民主党豊北支部	亀崎 俊明	代表者	亀崎 俊明	吉田 真次	13
自由民主党山口県自動車整備支部	和田 繁喜	会計責任者	原野 康寅	村田 修	10
		代表者	新谷 和彦	岸 信夫	
自由民主党山口県支部連合会	新谷 和彦	会計責任者	山手 康弘	新造健次郎	4
		代表者	伊藤かずき後援会	伊藤和貴後援会	
伊藤かずき後援会	山本 伸雄	名称	伊藤かずき後援会	伊藤和貴後援会	25
山口県自動車整備政治連盟	和田 繁喜	会計責任者	原野 康寅	村田 修	10
		代表者	龍角 信夫	河村 誠一	
山口県司法書士政治連盟	龍角 信夫	会計責任者	野上 茂樹	龍角 信夫	20
		代表者	矢敷 健治	和田 卓也	
山口県中小企業政治連盟	矢敷 健治	代表者	矢敷 健治	和田 卓也	20

四

山口県ビルメンテナンス政治連盟	松山 邦彦	会計責任者	上利 嘉	山下 昭男	24
			事務所	下関市東大和町1丁目8番16号	
吉田真次後援会	鮎川 建司	代表者	鮎川 建司	藤尾 憲美	24
		会計責任者	島村 朋子	吉田 静香	

山口県選挙管理委員会告示第九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年七月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県周南市第四支部	新造健次郎	明石 和憲	周南市政所3丁目1番17号	令和5、 5、31
自由民主党山口県美祿市第一支部	森中 克彦	阿部 幹雄	美祿市大嶽町北分604の2	6、1
こしざわ二代後援会	越澤 二代	越澤 法男	岩国市門前町2丁目60番10号	令和4、 11、
下土井進後援会	森田 幸男	下土井 進	柳井市余田30120の1	12、31
橋本けんじ後援会	坂本 史朗	高野 安市	長門市西深川2948の3	30

山口県選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年七月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (資金管理団体でない) となった年月日
越澤 二代	こしざわ二代後援会	令和4、11、1

令和五年七月二十八日  
印刷発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁